



2009年1月28日

各位

会社名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 栄三  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 中山 勇  
(TEL. 03-3497-7291)

**三国間貿易取引に係る債権の回収遅延及び  
物流を伴わない金融支援取引について**

2008年10月10日付「三国間貿易取引に係る債権の回収遅延及び物流を伴わない金融支援取引について(中間報告)」で公表しましたとおり、当社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械及び資機材等(以下、「本商品」といいます。)を、モンゴル国所在の本商品の使用者(以下、「本顧客」といいます。)に対して販売する三国間貿易取引(以下、「本三国間取引」といいます。)に係る債権の一部に回収遅延が発生し、また、本三国間取引に物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に含まれており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明したことから、特別調査チームを設置し、本件の事実関係の確認、原因の究明及び再発防止策の検討に鋭意取り組んでまいりました。本日、その調査結果が報告されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家、取引先及びその他関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを、深くお詫び申し上げます。

記

**1. 本調査の経緯**

当社の機械カンパニー、産機ソリューション部門、建機・海外プロジェクト部の営業課(以下、「担当課」といいます。)において、本三国間取引(注1)に係る本顧客向け債権の一部につき支払遅延が発生したことを契機として、担当課が属する機械カンパニー内にて取引内容を精査したところ、本三国間取引に、通常の商品売買取引ではない、物流を伴わない実質的な金融支援取引が含まれている懸念が生じたため、2008年8月下旬、経営管理担当役員(チーフフィナンシャルオフィサー兼チーフコンプライアンスオ

ファイサー)の指揮のもとに、各管理部署の幹部役職員及び社外の専門家(当社顧問弁護士及び専門家弁護士)で構成される特別調査チームを組成し、①本三国間取引に係る事実確認、②当社決算に与える影響額の確定、③責任の所在の特定、④本三国間取引に係る不適切な取引が数年間にわたって発覚しなかった理由の特定、⑤再発防止策の提案等を目的とし、社内関係者及び本顧客等の社外関係者からの事情聴取のほか、本三国間取引に係る帳簿・証憑の検証作業を行うなど調査を進めて参りました。当社は、特別調査チームからの中間報告に基づき、2008年10月10日付「三国間貿易取引に係る債権の回収遅延及び物流を伴わない金融支援取引について(中間報告)」で本調査の中間報告を公表いたしました。その後の調査も踏まえ、本三国間取引について下記2.乃至7.記載の各事実が判明いたしました。

(注1)「三国間取引」とは、当社が外国所在の仕入先から商品を仕入れ、外国所在の販売先に販売する取引をいいます。

## 2. 本調査により判明した事実

### (1) 本三国間取引の概要

本三国間取引は、当社がモンゴル国又は第三国所在の複数の仕入先(以下、「本仕入先」といいます。)から本商品を仕入・購入し、本商品の引渡から360日後に支払が行われるという条件で複数の本顧客に販売するもので、本商品は主に陸送されておりました。本三国間取引については、一定の信用力を持つモンゴル国所在の銀行(以下、「L/C発行銀行」といいます。)が発行する信用状(以下、「L/C」といいます。)を取得することが、当社における取引の許可条件となっておりました。これに従い、当社は、本顧客からの本商品の売買代金の保全のため、L/C発行銀行が発行したL/Cを取得し、L/Cの決済に要求される関係書類(請求書、物品受領書、物品明細書等)を荷為替手形とともに本邦銀行にて割引きを受けておりました。

### (2) A社グループとの本三国間取引に係る調査結果

本顧客の内、A社グループとの取引(以下、「本A取引」といいます。)は1999年度から開始され、当初は正常な三国間取引(物流を伴った取引)でありましたが、2000年度になって、A社グループの当社に対する支払が困難になった際に、担当課の元課長及びウランバートル事務所(以下、「UB店」といいます。)の現地雇用元従業員は、延滞債権の発生を回避し、当社とA社グループとの取引を維持・拡大するために、社内ルールを逸脱し、A社グループほか本A取引の関係当事者とともに物流を伴わない実質的な金融支援取引を開始しました。具体的には、本A取引の関係当事者が、本商品の物流を伴わない本A取引(以下、「不適切なA取引」

といいます。)を仕組み、請求書、出荷案内等必要な証憑を偽造しておりました。当社が本仕入先へ本商品の売買代金の支払先として指定された L/C 発行銀行にある口座に支払った金銭は、A 社グループに迂回され、本商品の売買代金の支払いを含む A 社グループの資金繰りに充当されていたと思われまます。

その後も A 社グループは事業拡大のための資金需要等により資金繰りが改善しなかったことから、不適切な A 取引が本件発覚まで継続的に行われてきました。その過程で、実際には本 A 取引に関与しない本仕入先の名義が使用され、また、L/C の開設に当たっては、担当課元課長及び UB 店元従業員が、権限がないにもかかわらず、独断で、L/C 発行銀行に対し、同行の責任を免責することを約束していたことが判明しました。これに対し、当社はかかる約束は、権限のない者により、当社には無断で行われたものであるため、無効であると考えており、L/C 発行銀行から免責を主張された場合には、徹底的に争ってまいります。

さらに、不適切な A 取引だけでは A 社グループの資金需要を賄うことができなかつたため、A 社グループ、現地銀行の担当者及び上記当社元従業員は協議の上、現地銀行に A 社グループへの融資を行わせることとし、上記当社元従業員は、かかる融資を得るための手段として、独断で、当社名義の保証状及び委任状を無権限で作成し、現地銀行に複数回差し入れていたことが判明しました。現地銀行が請求している金額は約 50 億円ですが、十分な証拠が提示されていないためかかる主張の根拠は明らかではなく、当社としてかかる金額を認めておりません。また、当社は、弁護士の意見も踏まえ、上記の当社名義の保証状及び委任状はいずれも権限のない者により、当社には無断で作成されたものであるため、全て無効であると判断しており、仮に各現地銀行から当社名義の保証状に基づく請求があった場合には、徹底的に争ってまいります。

### (3) 本 A 取引以外の本三国間取引に係る調査結果

A 社グループ以外の本顧客との本三国間取引についても、本 A 取引に係る取引態様、決済条件及び回収遅延等の類似性が認められるため、2008 年 10 月 10 日付中間報告後、引き続き本調査を実施してまいりました。その結果、A 社グループ以外の複数の本顧客との本三国間取引については、物流を伴わない実質的な金融支援取引であったことを認める旨の当社関係者の確定的な証言は得られなかったものの、当該取引の一部又は全部について、通関書類等の証憑が確認できないこと、現地調査を行ったが当社が販売した本商品の存在が確認できなかったこと、担当課の従業員と仕入先との間で直接のコンタクトが認められなかったこと、本商品の仕入先も当該取引に係る債権の存在を認識していない取引があったことなどの事実が判明し、本顧客ごとにこれらの事実を総合的に考慮した結果、A 社グループ以外の本顧客との間の本三国間取引の大部分についても、物流を伴わない実質的な金融支援取

引であったものと判断するに至りました。なお、各本顧客との間の本三国間取引のうち、個別のインボイス毎に、通関書類、船積書類等公的機関又は第三者機関の発行する証憑書類に基づき、物流の存在を確認できた取引については、通常の三国間取引（物流を伴った取引）として認定しております。

問題となる本顧客ごとに、本三国間取引を担当していた当社の関係者及びその関与の様子は異なりますが、一部の取引においては、当社担当課及び UB 店の担当者が、本三国間取引の大部分が物流を伴わない実質的な金融支援取引であると認識していたと判断されてもやむを得ない状況にあったと認められ、通常の商取引において期待される基本動作を欠いており職務遂行上の過失が認められました。

#### (4) 類似取引の検証

当社は、本三国間取引と類似する取引についても、物流の実在の確認を行いました。上記の不適切な取引（以下、「本不適切な取引」といいます。）を除き、物流の実在を確認できない取引は発見されませんでした。

### 3. 本三国間取引の影響額

#### (1) 本三国間取引の売上総利益（売上高・売上原価）

2000 年度から本件発覚までの約 8 年間における本三国間取引の売上総利益の累計額は 44 億円（売上高累計額 957 億円、売上原価累計額 913 億円）です。なお、本三国間取引のうち、物流の存在を確認できた取引の売上高の累計額は 16 億円であり、残りの 941 億円の売上高累計額に係る取引については物流の存在を確認できていません。

物流の存在を確認できていない本三国間取引うち、本 A 取引に係る売上総利益の累計額は 22 億円（売上高 528 億円、売上原価 506 億円）、本 A 取引以外の本三国間取引に係る売上総利益の累計額は 22 億円（売上高累計額 413 億円、売上原価累計額 391 億円）です。

#### (2) 決算の訂正方法

##### (a)売上総利益（売上高及び売上原価）の取消し及び支払済みの売上諸掛の損失の計上（損益計算書の訂正）

物流の存在を確認できていない本三国間取引の売上総利益累計額 44 億円（売上高累計額 941 億円及び売上原価累計額 897 億円）については、取消処理を行います。なお、支払済みの売上諸掛 43 億円については、売上総利益の控除項目として売上原価の中に含まれているため、上記の取消処理の結果、

取り消されることとなります。また、上記支払済み売上諸掛は本三国間取引に係る売上原価を構成するものではないため、「その他の損益」として損失計上いたします。

当期（2008年度）に認識された売上総利益2億円、支払済売上諸掛1億円については上記の処理を当期の損益計算書に反映いたします。

当期以前の事業年度に処理されたものの内、過去6事業年度（2007年度から2003年度までの過去5事業年度及び2期併記されることにより追加される2002年度の合計6事業年度）の売上総利益の累計額41億円、支払済売上諸掛の累計額40億円については、当該各事業年度毎に上記と同様の処理を行います。また、2002年度以前の事業年度に係る売上総利益累計額1億円、支払済売上諸掛累計額1億円については、2002年度の期首剰余金の減額として表示いたします。

#### (b)貸借対照表の表示訂正

本三国間取引のうち、実質的な金融支援取引については、連結貸借対照表では各事業年度末の本顧客に対する債権残高を各事業年度末の「短期貸付金」（金融支援取引として認定された債権）及び「未収入金」（金融支援取引に関する取扱手数料）として認識し、「その他の流動資産」（注2）として表示いたします。また、上記(a)で取り消した売上に対する債権（売掛金）の取消しについては、各期末に「預り金」として認識し、「その他の流動負債」（注3）に表示いたします。

過年度の貸借対照表についても同様の処理をしておりますが、貸倒引当金を計上した2008年度第2四半期末より貸倒引当金の対象となった債権総額については「短期貸付金」、「未収入金」より「その他の長期債権」（注4）に振り替えております。

なお、上記(a)及び(b)の処理に従い、各事業年度末の総資産、株主資本についても訂正を行います。

（注2）個別の貸借対照表においては、「短期貸付金」と「その他の流動資産」として表示いたします。

（注3）個別の貸借対照表においては、「預り金」として表示いたします。

（注4）個別の貸借対照表においては、「固定化営業債権」として表示いたします。

#### (c)訂正の対象となる財務諸表等

以下の各公表資料に含まれる財務諸表等について、上記(a)及び(b)に記載の各訂正（以下、総称して「本訂正」といいます。）を行います。損益計算書における本訂正の概要は別紙のとおりです。

- ・ 2003 年度乃至 2007 年度（通期）に係る決算短信
- ・ 2006 年度乃至 2007 年度に係る中間決算短信
- ・ 2008 年度第 1 四半期・第 2 四半期に係る四半期決算短信

なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等に記載される財務諸表等についても、本訂正を行い、有価証券報告書等の訂正報告書を本日提出いたします。

#### (3) 回収遅延額及び貸倒引当金

2009 年 1 月 27 現在における本顧客に対する債権残高は、2008 年 10 月 10 日にご報告いたしました 241 億円の内、10 億円の回収が進み、231 億円となっており、このうち回収遅延残高の合計は 152 億円です。この 231 億円の内、A 社グループ向けの債権残高は 103 億円（内、2009 年 1 月 27 日現在の回収遅延残高は 67 億円）、A 社グループ以外の本顧客向けの債権残高は 128 億円（内、同日現在の回収遅延残高は 85 億円）です。

当社はこの債権残高総額 231 億円につき、本顧客等本三国間取引の関係当事者との間で回収交渉を開始しており、担保の取得、債権保全策の強化、弁済計画の策定・管理、法的手段の実行等あらゆる方法により債権の早期回収に尽力しております。これらの回収交渉状況及び回収可能性を踏まえ、当年度第 2 四半期において、回収不能と見込まれる 108 億円を貸倒引当金として計上いたしました。現時点では、本三国間取引に係る債権残高について、当該引当金を超える損失や、そのおそれは認識されておらず、2008 年度第 3 四半期における貸倒引当金の追加計上等の必要性は認識しておりません。

#### 4. 当期の業績見通しについて

当期業績見通しについては、当社の 2008 年度第 3 四半期決算の公表を予定しております 2 月 2 日にご報告させていただく予定です。

## 5. 本不適切な取引が数年間にわたって発覚しなかった理由

本不適切な取引は、主として以下の理由により、数年間にわたり発覚しませんでした。

- ① 当初は、物流を伴う通常の三国間貿易取引であったが、その後物流を伴わない取引に変質してしまったこと。
- ② 本三国間取引では三国間貿易取引において一般的な決済手段である L/C が利用されており、本三国間取引に係る契約書、請求書、物品受領書、物品明細書、L/C 等の必要書類は、形式上通常の三国間貿易取引と同様に整っており、証憑の確認によっても物流を伴わない取引であることを判別することは困難であったこと。
- ③ 本三国間取引の売上高の増加についても、虚偽の説明を受け、取引が順調に推移しているものと誤認してしまったこと。
- ④ 本三国間取引において、会社の定めるルールに従った取引先（仕入先・客先）の調査及び管理が適切に実施されていなかったこと。
- ⑤ 担当課及び UB 店において、同一の担当者が本三国間取引を長年担当していたため、他の者が取引の実態を正確に把握できなかったこと。
- ⑥ モンゴルにおいては、UB 店の担当者が現地銀行及び取引先との連絡の取りまとめを行う等、情報をコントロールしていたために、少なくとも一部の取引について、東京本社所在の担当課の管理監督が及びにくい状況にあったこと。

## 6. 本不適切な取引への組織的な関与の有無について

上記 2. (2) 記載のとおり、本 A 取引については、当社の担当課及び UB 店の元担当者が、本不適切な取引の実行に関与していましたが、これらの取引は当社の正式な意思決定又は上長の指示に基づくものではなく、また本件の発覚後担当課及び UB 店等が共同で隠蔽行為を行った等の事実もない等の理由により、本不適切な取引について当社の組織的な関与があったものとは考えておりません。また、本 A 取引以外の本不適切な取引についても、上記 2. (3) 記載のとおり、当社の担当課及び UB 店の担当者が、直接関与していた事実は認められないことや上記と同様の理由により、組織的な関与があったものとは考えておりません。

## 7. 本三国間取引の関連当事者以外の第三者における被害・損害の発生の有無等について

本三国間取引に関連して、当社関係者が本三国間取引の関連当事者以外の第三者に対し損害又は損失を被らせた事実は、認識しておりません。

## 8. 再発防止策

当社は、特別調査チームの提言を受け、本不適切な取引に関連する事実関係及び問題点並びにこれらの反省を踏まえて、2008年10月10日の中間報告において、①三国間貿易取引に係る実質的な物流の検証、②内部統制手続きにおける取組み強化、及び③コンプライアンス意識の再徹底という再発防止策を公表いたしました。今回の最終報告を受けてこれを見直し、以下の観点により再発防止策を策定し、実行いたします。

### ① 取引管理の強化

#### i 取引先管理と取引内容管理の厳格化

取引先の管理と取引内容の管理の2つの視点から取引管理をさらに厳格化する。取引先の管理については、従来は取引先の内、客先の信用限度を中心に管理していましたが、今後は仕入先の管理（仕入先への訪問、実態調査等）も強化いたします。また、取引内容の管理については、定期的・継続的に取引検討会を、営業部署のみならず機能部署の参加も得て開催し、当社の機能・役割・リスク・収益の源泉・取引継続の妥当性等を検証いたします。

#### ii 取引検討会の結果報告とモニタリングの実施及び機能部署の機能強化

今後、営業各部署は、上記iの取引内容の管理を実行するために、取引検討会を定期的・非定期的に開催すると共に、この取引検討会等に機能部署（カンパニーCFO及び経営企画部長等）も参加し、各カンパニーのプレジデントにその結果を報告することとし、内部監査部署はその実施状況をインターナルレビュー・監査等によりモニタリングする。

### ② 人事ローテーションの徹底

i 当年度より人事ローテーションに関する全社のルール化を行い、既に実行中であるが、ルールの遵守状況を定期的に確認することにより、管理を徹底する。

ii 5年を超えて同一職務に従事している者に対しては、取引検討会の頻度をあげる等追加のモニタリングの方策を実施する。

### ③ コンプライアンス教育の徹底

i 法令及び社内ルールの周知と実例に基づくセミナーによるコンプライアンス教育を徹底する。

ii 本社・海外店・子会社において、新入社員・中堅・部課長等の役職員といった様々な階層を網羅したコンプライアンス教育を、定期的・継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の再徹底を図る。

## 9. 社内関係者の処分

当社は、本不適切な取引を厳粛に受け止め、本不適切な取引に関与した者、あるいは管理監督上の責任が認められる者に対し、社内ルールに則り厳正な処分を行いました。

以上

(別紙)

本三国間取引に係る修正(取消し)額

(単位:百万円)

		A社グループとの本 三国間取引に係る修 正額	A社グループ以外と の本三国間取引に 係る修正額	修正額合計 (注1)(注3)(注4)(注5)	当社の連結 経営成績 (注2)
2000年度	売上高	441	0	441	12,135,105
	売上総利益	3	0	3	611,596
	税引前利益	40	0	40	173,094
	当期純利益	24	0	24	70,507
2001年度	売上高	1,695	12	1,707	11,395,240
	売上総利益	70	4	74	578,656
	税引前利益	176	4	180	78,195
	当期純利益	103	3	106	30,191
2002年度	売上高	2,556	1,387	3,943	10,442,428
	売上総利益	32	16	48	564,919
	税引前利益	232	126	358	57,317
	当期純利益	137	74	211	19,867
2003年度	売上高	5,541	2,052	7,593	9,509,374
	売上総利益	86	25	111	555,784
	税引前利益	550	186	736	△ 92,782
	当期純利益	325	109	434	△ 32,378
2004年度	売上高	8,988	4,437	13,425	9,562,614
	売上総利益	382	229	611	630,150
	税引前利益	830	405	1,235	118,723
	当期純利益	489	240	729	77,063
2005年度	売上高	10,588	6,570	17,158	10,456,727
	売上総利益	463	365	828	713,546
	税引前利益	964	621	1,585	215,284
	当期純利益	569	366	935	144,211
2006年度	売上高	11,503	10,769	22,272	11,556,787
	売上総利益	562	603	1,165	907,511
	税引前利益	1,060	979	2,039	298,191
	当期純利益	625	578	1,203	175,856
2007年度	売上高	9,701	14,847	24,548	12,387,908
	売上総利益	489	868	1,357	994,547
	税引前利益	882	1,294	2,176	280,531
	当期純利益	521	763	1,284	217,301
2008年度 第1四半期	売上高	1,760	1,247	3,007	3,119,187
	売上総利益	97	74	171	247,681
	税引前利益	162	114	276	75,896
	当期純利益	96	67	163	62,474
合計	売上高	52,773	41,321	94,094	
	売上総利益	2,184	2,184	4,368	
	税引前利益	4,896	3,729	8,625	
	当期純利益	2,889	2,200	5,089	

(注1) 本三国間取引に係る米国会計基準上の収益 (Revenue) は、上記の各年度の売上総利益の金額と同額です。

(注2) 2002年度乃至2007年度の各事業年度に係る有価証券報告書の訂正報告書の数値(本取引による訂正後の数値)を記載しております。

(注3) 売上総利益及び税引前利益の差額は、「その他の損益」に修正表示した売上諸掛の損失額です。

(注4) 当期純利益は、税効果控除後の数値を記載しています。

(注5) 2000年度及び2001年度については、2002年度の期首剰余金の減額として修正表示いたします。